

議案第107号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例制定について
甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告等に鑑み、学校職員の給与を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。